

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和8年3月16日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可 次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和6年9月30日	広島県知事（般一五）第38755号	(株)小沢電工	小沢 健一	広島県広島市南区 大洲5-2-26-802	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和6年9月26日	広島県知事（般一三）第26526号	(株)中セキ中四国	中谷 清	広島県東広島市 西条町御菌宇727-2	全部廃業	許可に係る全ての建設業